

第4回出前講座

「新しい相続のカタチ」



12月18日(木)

主催：福祉部

第3回出前講座「相続手続きのイロハ」に引き続き、講師に行政書士の松岡 衣里さんをお迎えして遺言書作成と遺贈寄付についてお話を伺いました。

遺言書とは？

故人が生前に「自分の財産を、誰に、どれだけ残すのか」と意思表示をするのが遺言で、それを書面に残すのが遺言書です。法定相続人以外に財産をあげたり、寄付したいときは遺言書を作成します。

特に遺言書を残しておいた方がよい人

- ・子どもがいない夫婦
- ・再婚して前妻との間に子どもがいる
- ・内縁関係の相手に財産を譲りたい婚外子がいる
- ・相続人が一人もいない
- ・相続人に認知症の方がいる
- ・未成年の子どもがいる
- ・相続人が海外に住んでいる



遺言書の種類

- 公正証書遺言
 - 公証役場にて証人2名の立ち合いで公証人が作成
- 自筆証書遺言
 - 遺言者が自分で書いて作成(必ず日付署名、押印が必要)

遺贈寄付とは？

故人が生前に遺言などによって、財産の全部又は一部を法定相続人以外の公益法人や自治体などに、無償で譲渡(贈与)することをいいます。

遺贈寄付の方法

- 遺言による寄付
 - 遺言書に寄付したい財産や、寄付先の団体名を明記
- 相続財産からの寄付
 - 相続人が受け継いだ財産の中から、自身の意思で寄付
- 生命保険や信託など契約による寄付
 - 死亡保険金や信託財産などを寄付

遺言書の作成は、弁護士司法書士、行政書士などの専門家にご相談してください。法的な効力はありませんが、「エンディングノート」に記録しておくのもひとつの方法です。自身の意思を伝えるツールになります。

相続人がいない財産は国庫へどこかに寄付した方が…



第5回出前講座

動物愛護「命の授業」開催

1月17日(土)

主催：福祉部

蔵持地区まちづくり委員会福祉部主催の出前講座が1月17日(土)蔵持市民センターで開催されました。

今回の講座は、動物愛護「命の授業」と題して伊賀市で活動していただいている一般社団法人動物保護団体“わんらぶ”の理事長の橋本慶志子さんのお話を聞きました。

“わんらぶ”さんは、行き場の無い保護っ子たちを受け入れ、医療ケア・心身ケア・家庭練習を実施し、新しい飼い主さんへご縁をお繋ぎする活動を続けてこられています。

- 保護となる事例、動物虐待とは、動物福祉と人間福祉、「救う」に隠れたエゴの4つの観点からお話をいただきました。
- 衝撃的な神様ボランティアの保護活動家の虐待事例や、おやつあげすぎの優しい虐待のお話など、とても考えさせられる講座でした。
- 参加者は41名、地区内の方のほか、市外・県外から参加された方もおられ、急遽席を追加し、多くの方が命の大切さを改めて学ぶ事が出来ました。

